

木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月2日

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市告示第200号

木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業所が外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）の受入れを行う場合に、技能実習生が介護の技能、技術又は知識を修得するうえで必要となる日本語学習に係る経費について、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（平成9年木更津市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付し、技能実習生の日本語能力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援、同条第26項に規定する施設サービス及び第8条の2第16項に規定する介護予防支援をいう。
- (2) 介護サービス事業所 介護サービス等を提供する事業所であって、千葉県又は市から指定を受けたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の介護サービス事業所を運営するものであり、技能実習生と雇用契約を締結し、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第8条の規定による認定を受けた技能実習計画に基づき実習を行わせるもの（以下「実習実施者」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付要綱（令和3年12月1日施行。以下「県交付要綱」という。）に基づいて千葉県へ実績報告を行った日の属する月から起算して12か月

を超えない範囲内に実施した技能実習生の日本語学習に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償に係る経費
- (2) 旅費に係る経費
- (3) 消耗品、印刷製本及び教材に係る経費
- (4) 通信、手数料及び保険料に係る経費
- (5) 使用料及び賃借料に係る経費
- (6) 委託料に係る経費

(補助金の交付の対象となる技能実習生の要件)

第5条 補助金の交付の対象となる技能実習生は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項に規定する在留資格を有すること。
- (2) 過去に県交付要綱により補助金の交付の対象となっていること。
- (3) 申請日時点で、市内の事業所に在籍しており、次年度以降も在籍している事業所で介護職員として働く見込みであること。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、第4条に掲げる経費について、技能実習生1人あたり235千円の補助基準額と、実際に実習実施者が負担する補助対象経費の額を比較して少ない方の額とする。この場合において、補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する申請書は、木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）とする。

(補助事業等の変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の規定により補助事業等を変更する場合は、木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業変更承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助事業等の中止又は廃止)

第9条 規則第5条第1項第3号の規定により補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、木更

津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金実績報告書（別記第4号様式）とする。

（交付の請求）

第11条 規則第15条に規定する交付請求書は、木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 7 条）

年 月 日

木更津市長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付申請書

木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金の交付を受けたいので、木更津市補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付資料

- (1) 木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金支出予定額内訳書
- (2) 木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金事業計画書
- (3) 技能実習計画認定通知書（写）
- (4) 千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金実績報告書（写）

第2号様式（第8条）

年 月 日

木更津市長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業変更承認申請書

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定のあった木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金について、次のとおり変更したいので、木更津市補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定により、承認を申請します。

1 変更理由

2 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

第3号様式（第9条）

年 月 日

木更津市長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け木更津市指令第 号で交付決定のあった
木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金について、次のとおり
（中止・廃止）したいので、木更津市補助金等交付規則第5条第1項第3号の規定により、承認
を申請します。

1 中止・廃止理由

第4号様式（第10条）

年 月 日

木更津市長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け木更津市指令第 号で交付決定のあった木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金について、当該事業を完了したので、木更津市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付資料

- (1) 木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金支出済額内訳書
- (2) 木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金事業実績書
- (3) 領収書その他支出を証する書類の写し

第5号様式（第11条）

木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け木更津市達第 号で額の確定のあった木更津市介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金について、木更津市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

預金種別	
振込先	
振込口座番号	
名義人	